

年 月 日

(宛先) 五島市長

移住支援金交付申請書・請求書

五島市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援補助金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名	(※) <small>(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください</small>		年 月 日
住所		電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容 (該当する欄に○を付けてください。)

単身・世帯の別	単身			
	世帯	同時に移住した家族の人数 (1の申請者は含まない)	人	
		上記の家族の人数のうち 18歳未満の者の人数	人	
移住支援金の種類	就業	創業	テレワーク	関係人口

3 各種確認事項 (該当する欄に○を付けてください。)

別紙の「移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項」について	A 誓約する	B 誓約しない
別紙の「長崎県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」について	A 同意する	B 同意しない
申請日から5年以上継続して、五島市に居住する意思について	A ある	B ない
(就業・起業の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思の有無について	A ある	B ない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A 3親等以内の親族でない	B 3親等以内の親族である
(テレワークの場合のみ記載) 五島市への移住の意思について	A 自己の意思である	B 所属からの命令である

注意 各種確認事項のBに○を付けた場合は、移住支援金の交付の対象となりません。

4 転入元の住所

〒            -

5 特別区への就業履歴（市に転入する直前の10年間において、東京圏のうちの特別区及び条件不利地域以外の地域に住所を有し、特別区内に通勤していた期間がある場合のみ記載）

期間	就業先	勤務地

6 （テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年    回程度／行くことはない／その他（            ）

### 移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 五島市移住支援事業に関する報告及び立入調査について、長崎県又は五島市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 次の場合には、移住支援補助金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 移住支援金の交付の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額  
(就業の場合のみ)
  - (2) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - (3) 移住支援金の申請日から3年未満に五島市から転出した場合：全額
  - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に五島市から転出した場合：半額  
(創業の場合のみ)
  - (5) 創業支援金の交付決定の取消しを受けた場合：全額
- 3 2の(3) ((2)に該当する場合を除く。)及び(4)について、転出先が県内の他の移住支援事業を実施する市町である場合は、返還すべき額の4分の1について返還します。

### 移住支援事業に係る個人情報の取扱い

長崎県及び五島市は、長崎県移住支援事業及び五島市移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、長崎県及び五島市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県又は他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

（宛先）五島市長

所在地  
 事業者名  
 代表者名  
 電話番号  
 担当者

就 業 証 明 書  
 （移住支援金の申請用）

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係 ※マッチングサイト 掲載求人の場合	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル 人材事業又は先導 的人材マッチング事 業を利用している場 合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

長崎県移住支援事業及び五島市移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、長崎県及び五島市の求めに応じて、同県及び同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

（宛先）五島市長

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

就業証明書  
（移住支援金の申請用）

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所 （移住前）	
勤務者住所 （移住後）	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令 （転勤、出向、出張、研修等を含む。）ではない
テレワーク交付金	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））、地方創生テレワーク交付金又はデジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）による資金提供をしていない

長崎県移住支援事業及び五島市移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、長崎県及び五島市の求めに応じて、同県及び同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

暴力団等排除に関する誓約書

年 月 日

(宛名) 五島市長

住所 (所在)

商号又は名称

代表者職氏名

印

(生年月日

年

月

日)

私は、下記の事項について誓約いたします。

なお、下記の事項に該当となった場合には、速やかに届け出るとともに、指名停止等（契約の解除、許可の取消及び補助金等の不交付を含む。）、市が行う一切の措置について、異議申し立てを行いません。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等（別紙役員等名簿に記載）は、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員により経営に実質的に支配若しくは関与を受けている者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1に掲げるものを下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）の相手方にしません。
- 3 下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）の相手方が1に掲げる者であることを知ったときは、当該下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）を解除（又は取消）します。

